

京都大学教務事務電算管理運営委員会要項及び京都大学春秋講義企画委員会要項の一部を改正する要項

第一条 京都大学教務事務電算管理運営委員会要項（平成元年一月二十五日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第六中「企画管理課」を「情報企画課」に改める。

第二条 京都大学春秋講義企画委員会要項（平成十二年三月二十一日総長裁定）の一部を次のように改正する。

第六中「研究・国際部研究協力課」を「総務部社会連携推進課」に改める。

この規程は、平成十七年六月十六日から実施し、平成十七年四月一日から適用する。